

SMBC NEWS



2018年1月11日

非居住者企業の受取配当による奨励類への直接投資、 源泉所得税の徴収が暫定免除に

財政部・税務総局・国家発展改革委員会・商務部は2017年12月21日付で、《国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の問題に関する通知》（財税[2017]88号、以下「本通知」）を公布しました。本通知は、2017年1月1日に遡って執行されます。

本通知は、2017年8月に国務院から公布された《外資の成長促進に係る若干の措置に関する通知》（国発[2017]39号※）に基づいたものであり、国外企業が受け取る利益配当を用いて再投資する事例が増加するなか、外資誘致競争力を高め、中国への直接投資を拡大することを目的としています。

現行税法では、非居住者企業が中国から受け取る配当などは源泉所得税（10%または税收協定の優遇税率）が徴収されています。本通知では、非居住者企業が中国国内からの利益配当を用いて奨励類プロジェクトに再投資する場合、規定の条件に合致すれば、繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫時徴収しないと規定されました。

※ SMBC NEWS【2017】24号ご参照。弊行ホームページに当NEWSバックナンバーを掲載しております。
（http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html）

<本通知の概要>

1. 適用条件（全条件に合致必要）

- **直接投資**：国外投資家が中国からの利益配当にて行う増資・新設・持分買収などの権益性投資行為
- **利益配当**：居住者企業からの配当・特別配当などの権益性投資収益。過年度の未配当収益を含む
- **資金振替**：投資に用いる資金（資産）は、必ず被投資企業・持分譲渡者の口座に直接振替
- **奨励類プロジェクト**：《外商投資産業指導目録》内の奨励外商投資産業目録、または《中西部地区外商投資優勢産業目録》の範囲に合致

直接投資 行為

対象

- ✓ 中国国内居住者企業の実収資本または資本積立金の新規増加・振替増加
- ✓ 中国国内での居住者企業への投資・新設
- ✓ 非関連者からの中国国内居住者企業の持分買収
- ✓ 財政部・税務総局が規定する其他方式

対象外

- × 条件に合致する戦略投資※以外の上場会社の株式の新規増加・振替増加・買収
※《外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法》（商務部2005年第28号令）の規定に合致する投資
- × 関連者からの持分買収

SMBC NEWS



資金振替

支払形式

- ✓ 現金形式：関連代金は利益配当企業の口座から被投資企業・持分譲渡者の口座に直接振り替え、直接投資前に国内外のその他口座への移動は不可
- ✓ 非現金形式：関連資産の所有権は利益配当企業から被投資企業・持分譲渡者に直接移転し、直接投資前にその他企業・個人の代理保有または一時保有は不可

注意点

- ✓ 被投資企業への振替前に国内外のその他口座へ移した場合、本政策の適用は不可

奨励類プロジェクト

対象範囲

- ✓ ≪外商投資産業指導目録≫内の奨励外商投資産業指導目録
- ✓ ≪中西部地区外商投資優勢産業目録≫

後続管理

- ✓ 目録が改訂された場合、改訂後の目録を適用
最新の目録は、いずれも2017年改訂版。詳細はSMBC NEWS【2017】8号・20号ご参照
- ✓ 目録改訂は本政策の適用継続に影響なし
被投資企業が従事する奨励類プロジェクトが本政策の適用当時の目録の範囲に合致していれば、その後、改訂により本奨励類プロジェクトの範囲に変更が生じても本政策の適用継続可
- ✓ 目録範囲の適否
税務部門は、被投資企業が従事する経営活動が目録の規定範囲内か否かについて疑問がある場合、同級の発展改革部門・商務部門への意見徴求が可能

2. 手順・責任

● 国外投資家による申告責任

本政策を享受する国外投資家は申告責任を負い、利益配当企業に事実通り関連資料を提供

● 利益配当企業による資料審査および当局備案（届出）

利益配当企業は、国外投資家の提出資料を審査し、条件に合致すると判断した場合に限り、源泉所得税を暫時納付せず、主管税務機関に備案手続を実施

● 税務部門による後続管理

税務部門が後続管理により国外投資家が本政策の規定の条件に合致しないことを確認した場合、利益配当企業としての責任以外に、国外投資家が規定に基づき企業所得税を納税していないものとみなし、法に基づき納税遅延責任を追及、税金の遅延納付期限は、関連利益の支払日より計算

SMBC NEWS



3. 後続管理

● 投資回収時の税金追納

国外投資家が持分譲渡・買戻・清算などの方式を通じて本政策を適用した直接投資を実際に回収した場合、相応する金額の実際受領日より7日以内に、税務部門に繰り延べた税金を申告追納

● 特殊性再編に対する本政策の適用

国外投資家が本政策の待遇を享受した後、被投資企業に特殊性再編の条件に合致する再編が発生し、かつ実際に特殊性再編として税務処理を行った場合、本政策の継続適用が可能

4. 適用期間

● 2017年1月1日より遡って執行

国外投資家が2017年1月1日（当日を含む）以降に取得した配当・特別配当などの権益性投資収益は、本通知を適用可

● 本政策適用の後日申請

本政策が適用可能だが実際には享受していなかった国外投資家は、関連税金の実際納付日より3年以内に追加申請することができ、納付済の税金は払い戻す

2017年1月1日より本通知公布まで、および本通知公布後に発生した場合に適用

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝阳区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599